

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第１期）：実施方針に関する質問回答

| No. | 頁 | 章  | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名               | 質問の内容                                                                                                                                                      | 回答                                                                           |
|-----|---|----|-----|-----|-----|-----|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | — | —  | —   | —   | —   | —   | 用語の定義             | 用語の定義及び要求水準書などから、本事業の事業契約では保全管理業務委託契約の中に大規模修繕業務が定義づけられており、この中に交付金を伴う更新業務などが設定されております。交付金の対象となる機器更新など建設業許可を要する工事などについても、別途契約を締結せず保全管理業務委託契約の中で締結するお考えでしょうか。 | 実施方針21ページに記載のとおり、保全管理業務委託契約で締結する考えです。                                        |
| 2   | 1 | 第1 |     |     |     |     | 実施方針時の質問の効力       | 質問回答について、募集要項等の質問回答が実施方針等の質問回答に優先すると思慮しますが、公告後も実施方針等の回答自体は効力を有するという理解でよろしいでしょうか。                                                                           | 実施方針等に関する質問回答内容も踏まえた上で募集要項等を作成する予定です。そのため、募集要項等公表後、実施方針等に関する質問回答は効力を有しません。   |
| 3   | 1 | 第1 | 2   | (2) | —   | —   | 事業の対象となる公共施設等の種類  | 本事業の対象施設の立地等については、22頁ではなく23頁に記載されておりますので、修正をお願いいたします。                                                                                                      | ご指摘のとおり修正します。                                                                |
| 4   | 1 | 第1 | 4   |     |     |     | 事業費               | 入札にあたり、設計・建設業務と保全管理業務それぞれの予定価格の内訳や、VFM（PSC）の具体的な算出根拠を事前開示していただけますでしょうか。                                                                                    | 事前開示の予定はありません。                                                               |
| 5   | 2 | 第1 | 5   | —   | —   | —   | 事業概要              | 「性能評価検証業務とは、新1系水処理施設の整備完了後、四季を通じた施設性能の安定性等の評価・検証を目的として実施する業務である。」とあります。「整備完了後」とは、単体試験完了後のことでしょうか。それとも総合試運転完了後のことでしょうか。開始時期及び期間について、ご教示をお願いします。             | 総合試運転調整期間は供用開始前に実施されると認識しております。そのため、性能評価検証期間に総合試運転調整期間は含みません。                |
| 6   | 2 | 第1 | 5   |     |     |     | 事業概要              | 保全管理には建築機械および建築電気は含まれないという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                    | お見込みのとおりです。                                                                  |
| 7   | 2 | 1  | 5   | —   | —   | —   | 事業概要<br>対象施設と業務範囲 | 新一系水処理施設の建築・土木が性能評価検証の対象になっています。建築・土木における性能評価検証業務の内容をご提示いただけないでしょうか。                                                                                       | 要求水準書（案）3.に示す通りです。<br>詳細な実施内容は、ご提案される施設仕様によって変わりうることを想定しており、土木、建築も対象としております。 |
| 8   | 2 | 1  | 5   | —   | —   | —   | 事業概要<br>対象施設と業務範囲 | 保全管理について、建築は保全管理対象外になっていますので、建築機械・電気設備も保全管理対象外と考えてよろしいでしょうか。                                                                                               | お見込みのとおりです。                                                                  |
| 9   | 2 | 第1 | 5   |     |     |     | 事業概要              | 保全管理には建築機械および建築電気は含まれないと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。                                                                                                        | お見込みのとおりです。                                                                  |
| 10  | 2 | 第1 | 5   |     |     |     | 事業概要              | 3系水処理設備の保全管理は含まれないものと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。                                                                                                           | お見込みのとおりです。                                                                  |
| 11  | 2 | 第1 | 5   |     |     |     | 事業概要              | 保全管理業務について、本事業で工事完成・供用開始する以前の設備については、業務対象外と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                   | お見込みのとおりです。                                                                  |
| 12  | 2 | 第1 | 5   | (1) | ①   | (ア) | 設計業務              | 「撤去対象施設の設計を含む」とあります。<br>撤去対象施設内にある電気設備の撤去設計（撤去対象の調査含む）は別途工事と考えていますが、よろしいでしょうか。                                                                             | 撤去対象施設の設計には、当該施設内の電気設備の撤去設計（撤去対象の調査を含む。）も含みます。                               |

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第 1 期）：実施方針に関する質問回答

| No. | 頁 | 章  | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名                    | 質問の内容                                                                                                             | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|---|----|-----|-----|-----|-----|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13  | 2 | 第1 | 5   | (1) | ①   | (イ) | 設計業務                   | 許認可等の取得及び届出の提出に関し、現在、市で想定されている提出内容等をご提示いただけますでしょうか。                                                               | 現時点で想定している主な許認可・届出等については下記を想定しております。<br>【下水道事業関係(資料提供のみを想定)】<br>(1)下水道法で定められた「事業計画」の変更<br>(2)都市計画法で定められた「都市計画事業認可」の変更<br>(3)下水道ストックマネジメント計画等の各種個別計画の変更(必要に応じて)<br>(4)水質汚濁防止法に基づく届出<br>【建築関係】<br>(1)計画通知(省エネ適合性判定、構造計算適合性判定を含む)<br>(2)計画通知に関連する各種法令に基づく手続(開発許可、景観法に基づく届出等)<br>(3)土壌汚染対策法に基づく届出等<br>なお、必要となる許認可・届出等については、提案内容や関係機関との協議結果により異なるため、事業者の責任において確認してください。 |
| 14  | 2 | 第1 | 5   | (1) | ①   | (工) | 設計業務                   | 「設計業務に関する説明会への協力」とあります。<br>具体的な回数と規模（説明資料の部数など）について、ご教示をお願いします。                                                   | 工事着工前の住民説明会の内容については、契約後、関係自治会との協議により決定いたしますが、1日での対応を想定しています。資料につきましては、回覧チラシ（A4版1枚、200部程度）及び当日資料（A3版1枚、部数未定）の作成をお願いする予定です。                                                                                                                                                                                                                                          |
| 15  | 2 | 第1 | 5   | (1) | ①   | (工) | 設計業務                   | 設計業務に関する説明会について、各施設の設計時期は異なるものと考えておりますが、設計業務の説明会は1回のみ行うことと考えております。このような理解でよろしいでしょうか。                              | No.14の回答をご参照ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 16  | 2 | 第1 | 8   | (1) |     |     | 設計・建設業務に係る対価           | 国の補助金及び交付金制度を活用する予定と記載がありますが、具体的な予算制度等の名称をご提示いただけないでしょうか。                                                         | 国の補助金及び交付金制度については、将来における制度は不明であるため、提示することはできません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 17  | 3 | 第1 | 5   | (1) | ①   | (ウ) | 設計業務<br>各種申請に関する業務について | 「国の交付金等の申請手続き支援を含む」とありますが、具体的な作業量をご教示ください。（〇〇ページ程度の金入り設計書の整備（〇回分）、作業工数〇〇人工分など）                                    | 国の交付金については、毎年申請を行いますので、年度毎の業務費用及び業務内容が確認できる資料のご提供をお願いする予定です。なお、作成・提出を依頼する資料はご提案内容によりますが、数量計算書、明細表、業務費内訳書(経費等有)、単価根拠、図面(拾い図含む)、各種計算書(機器能力、構造・耐震計算)等を想定しています。                                                                                                                                                                                                        |
| 18  | 3 | 第1 | 5   | (1) | ②   | (カ) | 撤去工事                   | 撤去工事範囲が「既設1系水処理施設、既設管理棟、発電機室、水質試験室、浄化槽汚泥処理施設、し尿処理施設、旧ボイラー室、旧し尿投入槽等」とのことですが、「等」とは建設業務で支障になる構造物、地中埋設物の理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 19  | 3 | 第1 | 5   | (1) | ②   | (キ) | 工事監理                   | 工事監理は建築工事が対象であり、土木、機械、電気は建設業務の対象外という理解でよろしいでしょうか。                                                                 | 建築士法・建築基準法に基づく工事監理者は建築物の工事を対象とするため、建築工事の期間に配置することになります。<br>なお、土木、機械、電気の各工事に係る施工管理は建設業務に含まれます。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 20  | 3 | 第1 | 5   | (1) | ②   | (サ) | 各種申請に関する業務             | 「建設業務には「国の交付金等の申請手続き支援を含む」とのことですが、建設業務におけるこの支援とは、貴市HPの「工事関係提出書類チェックリスト（土木編）（建築編）」に記載の書類の提出以外で、どのような支援なのでしょう。      | 国の交付金については、毎年申請を行いますので、年度毎の工事費用及び工事内容が確認できる資料のご提供をお願いする予定です。なお、作成・提出を依頼する資料はご提案内容によりますが、数量計算書、明細表、工事費内訳書(経費等有)、単価根拠、図面(拾い図含む)、各種計算書(機器能力、構造・耐震計算)等を想定しています。                                                                                                                                                                                                        |

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第 1 期）：実施方針に関する質問回答

| No. | 頁 | 章   | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名                              | 質問の内容                                                                                                               | 回答                                                                                                                                                                            |
|-----|---|-----|-----|-----|-----|-----|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 21  | 3 | 第1  | 5   | (1) | ②   | (サ) | 建設業務<br>各種申請に<br>関する業務<br>について   | 「国の交付金等の申請手続き支援を含む」とありますが、具体的な作業量をご教示ください。（〇〇ページ程度の金入り設計書の整備（〇回分）、作業工数〇〇人工分など）                                      | No.20の回答をご参照ください。                                                                                                                                                             |
| 22  | 3 | 第 1 | 5   | (1) | ②   | (シ) | 会計検査対応に関する<br>協力                 | 建設業務には「会計検査対応に関する協力」とのことですが、建設業務におけるこの協力とは、貴市HPの「工事関係提出書類チェックリスト」に記載の書類の提出以外で、どのような協力なのでしょう。                        | 会計検査対応とは、会計検査時に必要となる書類作成・整理・整合確認及び検査時の立会等を想定しています。<br>上記に加えてNo.20の回答をご参照ください。                                                                                                 |
| 23  | 3 | 第1  | 5   | (1) | ②   | (ス) | 設計業務                             | 「工事説明会及び工事見学会への協力」とあります。<br>具体的な回数と規模（説明資料の部数など）について、ご教示をお願いします。                                                    | 工事着工前の住民説明会についてはNo.14の回答をご参照ください。また、施工期間中は年度初めに工事進捗状況及び工事予定を周知しますので、回覧チラシ(A4版1枚程度、データ提供のみ印刷不要)の作成をお願いします。なお、施工期間中の説明会が地元自治会等からの要望で必要となった場合は事業者と協議させていただきます。                   |
| 24  | 3 | 第1  | 5   | (2) | ①   | (ウ) | 保全管理業務                           | 「保全管理業務対象施設の見学者対応に関する協力」とあります。<br>保全管理業務期間の見学者対応の協力とは具体的にはどのようなものを想定されていますでしょうか。ご教示をお願いします。                         | 現在、市内小学4年生の社会科見学を受け入れており、5月～6月の間で10～15校/年、延べ約600人/年(最大120人程度/回)にご来場いただいております。施設案内は本市が別途発注する委託業務で行いますが、施設内容等を事前に確認する際のご対応を想定しております。また他自治体等の視察対応についてはご対応可能かその都度事業者と協議させていただきます。 |
| 25  | 3 | 第1  | 5   | (2) | ①   | (工) | 保全管理業務<br>各種申請に<br>関する業務<br>について | 「国の交付金等の申請手続き支援を含む」とありますが、具体的な作業量をご教示ください。（〇〇ページ程度の金入り設計書の整備（〇回分）、作業工数〇〇人工分など）                                      | No.17及びNo.20の回答をご参照ください。                                                                                                                                                      |
| 26  | 3 | 第1  | 5   | (2) | ①   | (イ) | 保守点検業務                           | 「(点検周期が1年以上の定期点検のみ)」と記載されていますが、点検周期の設定は民間事業者提案によると考えてよろしいでしょうか。                                                     | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                   |
| 27  | 3 | 第 1 | 8   | 5   | (2) | (ウ) | 保全管理業務                           | 保全管理業務対象施設の見学者対応に関する協力とは具体的にどのようなことを想定されていますでしょうか。                                                                  | No.24の回答をご参照ください。                                                                                                                                                             |
| 28  | 4 | 第1  | 7   | —   | —   | —   | 事業期間                             | 「設計・建設期間について、民間事業者の提案により工期短縮を認める」とのことですが、例えば「6.新 1 系水処理施設建設工事」についてR16年度をR13年度に設計を着手する等、着手時期を早め、全体工期を短縮することは可能でしょうか。 | 可能です。                                                                                                                                                                         |
| 29  | 4 | 第1  | 7   | —   | —   | —   | 事業期間                             | し尿浄化槽汚泥受入施設建設工事の供用開始時期がR17年となっていますが、既存のし尿受け入れ施設の稼働を前提として、提案に合わせて、供用開始時期を後ろ倒しすることは可能でしょうか。                           | 可能です。なお、詳細については、募集要項等に示します。                                                                                                                                                   |
| 30  | 4 | 第 1 | 7   |     |     |     | 事業期間                             | 本事業期間を設計・建設期間として 1 5 年間として示されていますが、各工種ごとに基本設計、詳細設計が完了してから施工する認識でよろしいでしょうか。                                          | 基本設計の見直しを一律の手順として要求するものではありません。<br>施設、または工事範囲ごとに設計を完了し、工事に着手いただくことを想定しております。                                                                                                  |
| 31  | 4 | 第1  | 7   | —   | —   | —   | 事業期間について                         | 設計・建設期間15年間について、設計、建設それぞれに期間の指定は無いという理解でよろしいでしょうか。                                                                  | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                   |

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第１期）：実施方針に関する質問回答

| No. | 頁 | 章  | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名                | 質問の内容                                                                                                                             | 回答                                                                                                       |
|-----|---|----|-----|-----|-----|-----|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 32  | 4 | 第1 | 7   | —   | —   | —   | 事業期間               | 「性能評価検証期間 2年間」とあります。<br>性能評価検証方法について、要求水準書 p 74-77に記載の内容以外の、具体的な実施内容については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。必須の項目がある場合ご教示お願いいたします。              | 本市が示す要件を満足した上で、具体的な実施方法は民間事業者の提案によるものとします。                                                               |
| 33  | 4 | 第1 | 7   |     |     |     | 事業期間               | 本事業の設計・建設期間は15年間とされていますが、各工種については、原則として基本設計及び詳細設計の完了後に施工を開始するものと考えてよろしいでしょうか。<br>また、設計完了前に一部工種の施工着手を認める場合には、その条件や対象範囲についてご教示ください。 | No.30の回答をご参照ください。                                                                                        |
| 34  | 4 | 第1 | 7   |     |     |     | 事業期間               | 沈砂池ポンプ棟と第1水処理施設の設計建設期間を9年間とした理由についてご教授頂けますでしょうか。                                                                                  | 設計・建設期間は、既存施設の運転を継続しながら段階的に施工する必要があることを踏まえて設定したものです。詳細は要求水準書（案）別紙2「基本工事ステップ」をご確認ください。                    |
| 35  | 4 | 1  | 7   | —   | —   | ※3  | し尿浄化槽汚泥受入施設の保全管理期間 | し尿浄化槽汚泥受入施設の保全管理期間は、共用開始から事業終了予定のR44年度までの認識でよろしいでしょうか。                                                                            | お見込みのとおりです。                                                                                              |
| 36  | 4 | 第1 | 7   |     |     | ※3  | 事業期間               | 「管理棟やし尿浄化槽汚泥受入施設の保全管理は施設供用開始時から実施することとする。」とありますが、実施期間は※2と同様に20年間と考えてよろしいでしょうか。                                                    | 保全管理期間は、当該施設の供用開始から事業期間終了までを想定しています。<br>要求水準書（案）1.1(6)※3及び表1-1の通り、管理棟は「令和15年4月から令和45年3月まで」が保全管理期間（予定）です。 |
| 37  | 5 | 第1 | 8   | (1) | —   | —   | 設計・建設業務に係る対価       | 「貴市は、下水道事業に係る国の補助金及び交付金制度を活用する予定」とのことですが、国の補助金・交付金の不採択、減額、交付遅延等が生じた場合、民間事業者への支払時期、契約金額についての考え方を募集要項等でご提示いただけないでしょうか。              | 民間事業者へのサービス対価の支払いについては、国庫補助金の交付金額を踏まえて事業者と調整させていただく可能性があります。詳細は募集要項等に示します。                               |
| 38  | 5 | 第1 | 8   | (1) | —   | —   | 設計・建設業務に係る対価       | 「貴市は、下水道事業に係る国の補助金及び交付金制度を活用する予定」とのことですが、国の補助金・交付金の不採択、減額、交付遅延等が生じた場合、再度の交付金申請等の追加の支援が必要になる、との理解でよろしいでしょうか。                       | No.37の回答をご参照ください。                                                                                        |
| 39  | 5 | 第1 | 8   | (1) | —   | —   | 設計・建設業務に係る対価       | 「貴市は、下水道事業に係る国の補助金及び交付金制度を活用する予定」とのことですが、国の補助金・交付金の不採択、減額、交付遅延等が生じ、再度の交付金申請等の追加の支援が必要な場合、その費用は契約変更対象、との理解でよろしいでしょうか。              | No.37の回答をご参照ください。                                                                                        |
| 40  | 5 | 第1 | 8   | (1) | —   | —   | 設計・建設業務に係る対価       | 「民間事業者は、貴市が国の補助金及び交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこと」とのことですが、必要な資料とは具体的にどのような資料なのでしょうか。                                                | No.17及びNo.20の回答をご参照ください。                                                                                 |
| 41  | 5 | 第1 | 8   | (3) |     |     | 保全管理業務に係る対価        | 保全管理業務の中には、交付金事業の対象となる機器更新業務も存在しますが、修繕と同様に対価としては実施年度に1回支払いとなる考えでしょうか。                                                             | サービス対価の支払方法の詳細については、募集要項等に示します。                                                                          |

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第 1 期）：実施方針に関する質問回答

| No. | 頁  | 章   | 大項目 | 中項目  | 小項目 | その他 | 項目名            | 質問の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 回答                                                                                    |
|-----|----|-----|-----|------|-----|-----|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 42  | 5  | 第 1 | 10  | —    | —   | —   | 事業期間終了時の措置     | 「事業期間の終了時において本事業の対象施設を要求水準書に示す性能を満足する状態に保持」と記載があります。現時点では要求水準書が公表されておりませんが、要求水準書(案)では、<br>4.3 契約終了時の施設機能確認<br>(1) 施設機能確認方法<br>(ウ) 主要な設備等が、工事完成図書に規定されている基本的な性能（能力等、計測可能なもの）を満足していること。ただし、継続した運転管理に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。と記載があります。<br>要求水準書に示す性能とは、上記（ウ）を指していると理解してよろしいでしょうか。 | 契約終了時においては、要求水準書（案）の4.3(1)(ア)、(イ)、(ウ)の施設機能の確認を行います。ただし、(ア)の確認は、(イ)・(ウ)の充足をもって替える方針です。 |
| 43  | 5  | 第 1 | 10  | —    | —   | —   | 事業期間終了時の措置     | 「事業期間の終了時において本事業の対象施設を要求水準書に示す性能を満足する状態に保持」とのことですが、事業期間終了時の施設機能確認について、確認項目、判定基準をご提示いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                             | No.42の回答をご参照ください。                                                                     |
| 44  | 6  | 第2  | 2   | —    | —   | —   | 選定の手順及びスケジュール  | 貴市と応募者の対話において、事業費用に関する対話はあるのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                          | 本市と応募者の対話は、応募者からご提示いただく議題に基づき実施することを予定しています。実施日時、申込方法等の詳細については、募集要項等に示します。            |
| 45  | 6  | 第2  | 2   |      |     |     | 選定の手順及びスケジュール  | 個別対話の実施において、現時点で共同提案を行うことが決定している場合、複数企業での合同参加は可能と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                | 合同参加も可能です。個別対話の参加方法を含む実施方法の詳細については、実施要領等において別途示します。                                   |
| 46  | 9  | 第2  | 3   | (4)  | —   | —   | 資料閲覧の機会の提供     | 貴市が閲覧可能としている資料については、可能な限り確認のうえ技術提案を行う前提と理解しておりますが、閲覧資料が多岐にわたり、そのすべての内容を提案期間内に精査し提案内容へ反映することが困難な場合も想定されます。このような状況において、提案時点では把握できなかった閲覧資料の記載事項に起因して、契約後に工事数量の増加や追加対策等が必要となった場合には、設計変更協議の対象として認めていただけないでしょうか。                                                                                  | 閲覧資料を含め、本市が提示した資料から予見可能な事項については、設計変更の対象とはなりません。予見可能性の有無については、個別に判断します。                |
| 47  | 10 | 第 2 | 2   | —    | —   | —   | 選定の手順およびスケジュール | 令和 8 年10月個別対話、とのことですが、個別対話の対話時間、議題数、参加人数の上限、申込後の議題の追加・変更の可否についてご教示願います。                                                                                                                                                                                                                     | 個別対話の対話時間、議題数、参加人数の上限、申込後の議題の追加・変更の可否等の実施方法の詳細については、実施要領等において別途示します。                  |
| 48  | 10 | 第 2 | 2   | —    | —   | —   | 選定の手順およびスケジュール | 令和 8 年10月個別対話、とのことですが、対話したい項目が多い場合、複数回に分けて対話を申入れすることは可能でしょうか。                                                                                                                                                                                                                               | 対話の回数を含む実施方法の詳細については、実施要領等において別途示します。                                                 |
| 49  | 10 | 第2  | 3   | (6)  | —   | —   | 個別対話の実施        | 対話時間は応募検討者あたり 3 時間との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                           | No.47の回答をご参照ください。                                                                     |
| 50  | 10 | 第2  | 3   | (6)  | —   | —   | 個別対話の実施        | 個別対話の議題として、禁止されるものがあれば事前にご教示頂けないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                      | 議題に特段の制限は設けておりません。ただし、内容によっては回答できない場合がある点にご留意ください。                                    |
| 51  | 11 | 第2  | 3   | (10) | —   | —   | 貴市と応募者の対話      | 令和9年7月に実施が予定されている「本市と応募者の対話」について、対話の目的についてご教示をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                     | 本事業の趣旨に対する応募者の理解を深め、本市の意図と応募者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的とする想定です。詳細は募集要項等に示します。         |

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第 1 期）：実施方針に関する質問回答

| No. | 頁  | 章  | 大項目 | 中項目  | 小項目 | その他 | 項目名       | 質問の内容                                                                                                                                                                       | 回答                                                                                                     |
|-----|----|----|-----|------|-----|-----|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 52  | 11 | 第2 | 3   | (10) | —   | —   | 貴市と応募者の対話 | 令和9年7月に実施が予定されている「本市と応募者の対話」の議題については、令和8年10月の「個別対話」と同様に応募者が提示することによろしいでしょうか。                                                                                                | No.44の回答をご参照ください。                                                                                      |
| 53  | 11 | 第2 | 3   | (10) | —   | —   | 貴市と応募者の対話 | 令和9年7月に実施が予定されている「本市と応募者の対話」の議題について、事業提案の内容を議題にできる場合、対話時期を令和9年6月に前倒しすることは可能でしょうか（対話の内容を提案書に反映させる期間を確保したいという意図です）。                                                           | 対話の時期を含む実施方法の詳細については、募集要項等に示します。                                                                       |
| 54  | 11 | 第2 | 3   | (11) | —   | —   | 事業提案書の受付  | 「事業提案書に対応した見積書の提出を求める予定」とのことですが、この見積書を参考資料とした予定価格が募集要項等で提示される、という理解でよろしいでしょうか。                                                                                              | 予定価格の取扱いの詳細については、募集要項等に示します。                                                                           |
| 55  | 11 | 第2 | 3   | (11) |     |     | 事業提案書の受付  | （～また事業提案書に対応した見積書の提出を求める予定である。この見積書は予定価格に反映させるための参考資料として提出を求めるものである。）とありますが募集要項に事業費限度額の記載はあるのでしょうか。                                                                         | 募集要項等において、債務負担行為の設定額を示す予定です。                                                                           |
| 56  | 11 | 第2 | 3   | 11   |     |     | 事業提案書の受付  | 事業提案書に対応した見積書の提出は、事業提案書提出時に提出するとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                              | 事業提案書提出時に提出いただく予定です。詳細は募集要項等に示します。                                                                     |
| 57  | 11 | 第2 | 3   | 11   |     |     | 事業提案書の受付  | 事業提案書に対応した見積書を提出するにあたって、募集要項等の公表時点では、設計・建設業務、保全管理業務の夫々に上限価格が設定されるものと理解でよろしいでしょうか。                                                                                           | No.4の回答をご参照ください。                                                                                       |
| 58  | 11 | 第2 | 3   | 11   |     |     | 事業提案書の受付  | 募集要項等の公表時点で上限価格が設定される場合、今後示される賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更における基準日について、上限価格の設定時点を基準日としていただけないでしょうか。                                                                                 | サービス対価の改定に関する基準日を含む詳細については、募集要項等に示します。                                                                 |
| 59  | 12 | 第2 | 4   | (1)  |     |     | 応募者の構成    | （応募者の構成としてJVを結成する場合は甲型、乙型JVは応募者に任意とする。）と記載がありますが、全体を乙型JVとした場合、各工事において甲型JVでもよろしいでしょうか。                                                                                       | JVの構成については、関係法令を満たすことを前提とします。                                                                          |
| 60  | 12 | 第2 | 4   | (1)  | ①   | —   | 応募者       | 応募者には市内業者を少なくとも1社含むこと、とされておりますが、当該市内業者の担当業務、請負比率、出資比率は特に規定はない、との理解でよろしいでしょうか。                                                                                               | 現時点で、当該市内業者の担当業務、請負比率、出資比率について特段の規定は設けておりません。                                                          |
| 61  | 12 | 第2 | 4   | (1)  | ①   |     | 応募者の構成    | 「JVを結成する場合、乙型、甲型は応募者の任意とする」とありますが、事業全体は乙型JVとして応募し、設計業務及び建設工事契約については各業務ごとに甲型JVを構成することは可能でしょうか。ご教示ください。                                                                       | No.59の回答をご参照ください。                                                                                      |
| 62  | 12 | 第2 | 4   | 1    | ①   |     | 市内業者の要件   | 「応募者には、…「市内業者」のうち、…1社含むこと。なお、土木一式工事、…の場合は「A等級」の企業に限るものとする。」とありますが「A等級」は、市内業者の要件であるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                           | 市内業者のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、水道施設工事の場合は「A 等級」の企業に限るものとする条件を指します。                                         |
| 63  | 12 | 第2 | 4   | (1)  | ②   | —   | 構成員       | 「保全管理業務にあたる者は単一企業又はJV（共同企業体）、又はSPC（特別目的会社）とし」とのことですが、SPCを設立する場合、当該SPCは保全管理業務のみを所掌、という理解でよろしいでしょうか。                                                                          | お見込みのとおりです。                                                                                            |
| 64  | 12 | 第2 | 4   | (1)  | ②   | —   | 構成員       | 「保全管理業務にあたる者がSPCを設立する場合において、SPC に出資を予定し、本市又はSPCあるいはその両方から直接業務を受託することを予定している者とする。」とのことですが、SPCを設立する場合にはP13の図の通り、保全管理業務を受託する構成員はSPCへ出資し、保全管理業務を受託しない構成員は出資は任意、という理解でよろしいでしょうか。 | 「保全管理業務にあたる者がSPCを設立する場合」の記載から、保全管理業務にあたる者に出資義務があると読み解いての質問と認識しています。少なくとも 1 者の保全管理業務にあたる者が出資すれば問題ありません。 |

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第 1 期）：実施方針に関する質問回答

| No. | 頁  | 章   | 大項目 | 中項目   | 小項目 | その他 | 項目名        | 質問の内容                                                                                                                                                           | 回答                                                                                                      |
|-----|----|-----|-----|-------|-----|-----|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 65  | 12 | 第2  | 4   | 1     | ②   |     | SPC設立の条件   | SPCを設立する場合、SPC代表者の出資比率の条件設定は設けられないのでしょうか。                                                                                                                       | 条件として設けていない理由を問う質問と認識しています。なお、SPCの出資比率等の条件については募集要項等に示します。                                              |
| 66  | 12 | 第2  | 4   | 1     | ②   |     | SPC構成員の条件  | 「本市又はSPCあるいはその両方から直接業務を受託することを予定している者とする。」とありますが、SPCに出資する構成員が直接貴市から本事業において想定される受託業務内容をご教示いただけないでしょうか。                                                           | 設計・建設業務を想定しています。                                                                                        |
| 67  | 12 | 第 2 | 4   | ( 1 ) | ③   | —   | 代表企業       | 「代表企業は、構成員の中から代表となる者を代表企業として定める」とのことですが、P13の応募者の構成の概観を示すための図解では、基本契約（黒矢印）と設計、建設工事請負契約（青矢印）が各々提示されております。この図解を踏まえると、代表企業は設計・建設のJV代表者と異なることは認められる、という理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。                                                                                             |
| 68  | 12 | 2   | 4   | (1)   | ④   |     | 協力企業       | 「保全管理業務にあたる者がSPCを設立する場合において、SPCへの出資予定がない者」とは、SPCへの出資を行わない応募者の構成企業との理解でよろしいでしょうか。                                                                                | お見込みのとおりです。SPCへ出資しない構成企業を協力企業として位置づけています。                                                               |
| 69  | 13 | 第2  | 4   | 1     | ⑤   | ア   | 留意事項       | 協力企業は、他の応募者の協力企業として重複参加できないとありますが、参加表明書の受付時に協力企業を特定する記入欄があると解釈してよろしいでしょうか。                                                                                      | 参加表明書の受付時に協力企業を特定する記入欄を設ける予定です。                                                                         |
| 70  | 13 | 第 2 | 4   | ( 1 ) | ⑤   | —   | 留意事項       | 「応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員及び協力企業として重複参加できない」とのことですが、下請け企業、再委託企業、資機材納入者は重複参加制限の対象とならない、との理解でよろしいでしょうか。                                                            | お見込みのとおりです。                                                                                             |
| 71  | 13 | 2   | 4   | 1     | ⑤   |     | 応募者構成概念図   | 応募者の構成の概念図に記載されている協力企業について地域要件に関する具体的な条件があればご提示いただけないでしょうか。                                                                                                     | 協力企業について、地域要件は設けておりません。                                                                                 |
| 72  | 13 | 2   | 4   | (1)   | ⑤   | —   | 応募者構成図     | 応募者構成図が示す協力企業について、地域要件に関する条件がありましたら、ご提示いただけないでしょうか。                                                                                                             | No.71の回答をご参照ください。                                                                                       |
| 73  | 13 | 2   | 4   | 1     | ⑤   | —   | 応募者構成概念図   | 応募者の構成の概念図に記載されている協力企業について、地域要件に関する条件はありますでしょうか。ありましたら具体的な条件をご教示願います。                                                                                           | No.71の回答をご参照ください。                                                                                       |
| 74  | 13 | 2   | 4   | 1     | ⑤   |     | 応募者構成概念図   | SPCを設立した場合、保全管理業務を協力会社に発注できるような仕組みとなっています。協力会社について地域や業務実績等の制約条件はないとの認識で良いでしょうか。                                                                                 | No.71の回答をご参照ください。                                                                                       |
| 75  | 13 | 第2  | 4   | 1     | ⑤   |     | 応募者構成概念図   | 応募者の構成の概念図に記載されている協力企業については、特に地域要件に関する条件はありますでしょうか。ございましたら具体的な条件をご提示いただけないでしょうか。                                                                                | No.71の回答をご参照ください。                                                                                       |
| 76  | 13 | 第2  | 4   | (1)   | ⑤   | (イ) | 留意事項       | 「ただし、本市が特に必要であると認める場合は、この限りではない。」とは、どのような場合を想定されているのでしょうか。                                                                                                      | 本規定は例外規定であり、変更後の企業が変更前の企業と同等の資格及び能力を有すると認められる場合など、本市が個別に判断した場合を想定しています。                                 |
| 77  | 14 | 第2  | 4   | (3)   |     |     | 応募者の参加資格要件 | 各企業は構成員又は協力企業と記載がありますが、ここでの協力企業とは、SPCに出資せず、保全管理業務の一部をSPCより受託する者と理解してよろしいでしょうか。                                                                                  | SPC への出資予定がない者で本市又はSPC あるいはその両方から直接業務を受託することを予定している者を指します。ご質問の「SPCに出資せず、保全管理業務の一部をSPCより受託する者」も内数に含まれます。 |

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第 1 期）：実施方針に関する質問回答

| No. | 頁  | 章  | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名         | 質問の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 回答                                                                                                                                                                                            |
|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 78  | 14 | 第3 | 4   | (2) |     |     | 応募者の制限      | 資格確認基準日に建設業法における営業停止の場合、貴市は当該参加資格を取り消すことがあるものと思料しますが、営業停止の対象範囲が「民間土木工事」に限定される場合、本事業は「公共工事」なので、応募者の構成員として参加資格がある、という理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                           | 建設業法上の営業停止処分は、「前橋市指名停止措置要綱」（令和7年6月1日改正）第2条の規定に基づき、別表第2の「建設業法違反行為」に該当するため、指名停止措置の対象となります。<br>なお、資格確認基準日以降に構成員が参加資格を喪失した場合の代替構成員の追加等の取扱いについては、募集要項等に示します。                                       |
| 79  | 16 | 第2 | 4   | (3) | ①   |     | 応募者の参加資格要件  | ここで記載されている「処理能力」とは、現有・全体・施工実績のどれを指すのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 本要件における「処理能力」とは、応募者が設計又は施工した当該施設・設備の設計上の処理能力（計画処理能力）を指します。処理場全体の全体計画処理能力や現況の供用処理能力を指すものではありません。なお、電気設備（受変電設備・自家発電設備・監視制御設備）に係る「処理能力 31,700 m³/日以上」については、施設の性質上、当該実績に係る下水処理場全体の処理能力をもって判断します。  |
| 80  | 16 | 第2 | 4   | (3) | ②   | イ   | 担当する工事の種類   | 本事業において担当する工事の種類について、「令和8・9年度前橋市競争入札参加資格」の認定を受けていること、とのことですが、土木、建築、機械、電気を担当する建設企業に必要な建設業法の認可業種をご提示いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                             | 本事業の主たる工事として、応募者で「令和8・9年度前橋市競争入札参加資格」に示す「土木一式工事」、「建築一式工事」、「機械器具設置工事」、「電気工事」、「水道施設工事」の認定を受けていることを満たしてください。詳細は後日公表する実施方針（修正版）を参照してください。                                                         |
| 81  | 16 | 第2 | 4   | (3) | ②   | イ   | 担当する工事の種類   | 本事業における「し尿浄化槽汚泥受入施設」の土木、建築工事を担当する企業は、この施設がし尿、浄化槽汚泥の処理施設ではないため、許可業種として「清掃施設工事」ではなく、「土木一式工事、建築一式工事」を許可業種としていれば、工事を担当できる、との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                      | No.80の回答をご参照ください。<br>ただし、実際に工事を施工する事業者は、当該工事に必要な建設業法上の許可を有している必要があります。                                                                                                                        |
| 82  | 16 | 第2 | 4   | (3) | ②   | イ   | 参加資格要件      | 本事業において担当する工事の種類について、「令和8・9年度前橋市競争入札参加資格」の認定を受けていることとありますが、必要となる業種をご教示願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | No.80の回答をご参照ください。                                                                                                                                                                             |
| 83  | 16 | 第2 | 4   | (3) | ②   |     | 応募者の参加資格要件  | ここで記載されている「処理能力」とは、現有・全体・施工実績のどれを指すのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | No.79の回答をご参照ください。                                                                                                                                                                             |
| 84  | 17 | 第2 | 4   | (3) | —   | ※   | 入札参加資格の追加登録 | 貴市の入札参加資格審査申請では、登録可能な建設工事の種類（許可業種）の数は7つまでとなっています。<br>国土交通省 建設業許可事務ガイドライン（参考）建設工事の内容、例示、区分の考え方（H29.11.10改正）に建設工事の区分の考え方が示されております。例えば土木工事の所掌で考えられる工事内容に照らし合わせると、大きな工事の種類では土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、水道施設工事、専門工種では躯体の左官工事、防水工事（防水モルタルの施工など）、塗装工事（防食塗装など）、外構の舗装工事（As舗装など）、造園工事（植栽など）、し尿浄化槽汚泥受入施設の清掃施設工事、解体工事（既設解体）の11工事程度の登録が必要と考えられ、ひとつの会社で7つを超える登録が必要な可能性があります。貴市において、7つを超える工事種別の登録は可能でしょうか。 | 工事種別の登録は7種別までとし、これを超える登録はできません。<br>主たる工事に係る業種の認定に関する要件を満たしている場合は、その他の業種について認定を受ける必要はありません。<br>ただし、実際に工事を施工する事業者は、当該工事に必要な建設業法上の許可を有している必要があります。<br>なお、主たる工事に係る業種の認定要件については、実施方針（修正版）をご確認ください。 |

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：実施方針に関する質問回答

| No. | 頁  | 章  | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名                 | 質問の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 回答                                                                                                                         |
|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 85  | 17 | 第2 | 4   | (3) | —   | ※   | 入札参加資格の追加登録         | 貴市の入札参加資格審査申請では、登録可能な建設工事の種類（許可業種）の数は7つまでとなっています。<br>国土交通省 建設業許可事務ガイドライン（参考）建設工事の内容、例示、区分の考え方（H29.11.10改正）に建設工事の区分の考え方が示されております。例えば土木工事の所掌で考えられる工事内容に照らし合わせると、大きな工事の種類では土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、水道施設工事、専門工種では躯体の左官工事、防水工事（防水モルタルの施工など）、塗装工事（防食塗装など）、外構の舗装工事（As舗装など）、造園工事（植栽など）、し尿浄化槽汚泥処理施設の清掃施設工事、解体工事（既設解体）の11工事程度の登録が必要と考えられ、ひとつの会社で7つを超える登録が必要な可能性があります。貴市において、7つを超える工事種別の登録が可能な場合、中間年申請期間前までに詳細の手続き方法をご提示いただけないでしょうか。 | No.84の回答をご参照ください。                                                                                                          |
| 86  | 17 | 第2 | 4   | (3) | —   | ※   | 入札参加資格の追加登録         | 貴市の入札参加資格審査申請では、登録可能な建設工事の種類（許可業種）の数は7つまでとなっていますが、特に土木工事、建築工事においては登録が必要な工事種別が7つを超える可能性があります。土木一式や建築一式には、「補修、改造又は解体する工事を含む」とあり、本工事において解体工事単独の登録は不要と思われますが、解体工事単独での登録要否についてご提示いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                    | No.84の回答をご参照ください。                                                                                                          |
| 87  | 17 | 第2 | 4   | (3) | —   | ※   | 入札参加資格の追加登録         | 貴市の入札参加資格審査申請では、登録可能な建設工事の種類（許可業種）の数は7つまでと制限されております。本事業で許可業種を追加登録後、弊社が貴市の他事業で入札参加を希望し、他事業への入札に際し、例えば令和10年1月以降に許可業種を変更申請した場合、本事業への影響はございますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                             | No.84の回答をご参照ください。                                                                                                          |
| 88  | 17 | 2  | 4   | (3) | ②   | オ   | 機械工事及び性能評価検証業務の参加要件 | 記載の処理能力とは、施設としての処理能力との理解でよろしいでしょうか。（説明会においても、施設処理の1/2程度の実績との説明がありました。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | No.79の回答をご参照ください。                                                                                                          |
| 89  | 17 | 第2 | 4   | (3) | ②   | カ   | 電気工事について            | 監理技術者又は主任技術者を専任で配置する必要があるかと存じますが、機器製作期間と現場期間で分ける事が出来るという理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 設計・工場製作期間と現地施工期間で別の技術者を配置（途中交代）することについては、同等以上の技術力を有する技術者との交代は可能です。ただし、設計図書もしくは打合せ記録等の書面により保有資格や実務経験等を本市に明確に証明できることを条件とします。 |
| 90  | 17 | 第2 | 4   | (3) | ②   | カ   | 電気工事について            | 監理技術者又は主任技術者を専任で配置する必要があるかと存じますが、機器製作期間については非専任という理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | No.89の回答をご参照ください。                                                                                                          |
| 91  | 17 | 第2 | 4   | (3) | ②   | カ   | 電気工事について            | 監理技術者又は主任技術者を専任で配置する必要があるかと存じますが各工種の開始時期から各工種の監理技術者又は主任技術者を配置するという理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | No.89の回答をご参照ください。                                                                                                          |
| 92  | 17 | 第2 | 4   | (3) | ②   | カ   | 電気工事について            | 監理技術者又は主任技術者と現場代理人は兼任出来るという理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 建設業法および関係法令、本市が示す要求水準を満足し、双方の職務遂行に支障がない限りにおいて、同一工事内での兼任は可能です。                                                              |

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第１期）：実施方針に関する質問回答

| No. | 頁  | 章  | 大項目 | 中項目     | 小項目 | その他 | 項目名              | 質問の内容                                                                                                                                                                                                                                  | 回答                                                                                                          |
|-----|----|----|-----|---------|-----|-----|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 93  | 17 | 第2 | 4   | (3)     | ②   | カ   | 電気工事について         | 受変電設備、自家発電設備及び監視制御設備に係る電気工事業務の履行実績を有していることと記載ございますが、一つの工事でなく複数の工事で履行実績を満たしていれば良いという認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                       | お見込みのとおりです。                                                                                                 |
| 94  | 17 | 第2 | 4   | (3)     | ②   | カ   | 電気工事の履行実績        | 「受変電設備、自家発電設備及び監視制御設備に係る電気工事業務の履行実績を有していること」と記載がありますが、建設業務を担当するそれぞれ企業の実績を保有し、構成員（グループ）として汚水ポンプ設備及び反応タンク設備に係る要件を満たせば問題ないと理解してよろしいでしょうか。                                                                                                 | 電気工事の履行実績に係るご質問か、機械工事及び性能評価検証業務にの履行実績に係るご質問か判断できないため、回答は差し控えさせていただきます。なお、確認が必要な場合は、「個別対話」での議題としてご提出をお願いします。 |
| 95  | 19 | 第2 | 5   | (2)     | ②   | イ   | 価格審査             | 価格審査とは、実施方針P11（5）技術提案書の受付に記載されている「提案金額は別途提出を求める予定」の「提案金額」を価格審査する、との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                       | お見込みのとおりです。詳細は募集要項等に示します。                                                                                   |
| 96  | 19 | 第2 | 5   | (3)     |     |     | 優先交渉権者の選定        | 割引率や躯体の耐用年数等、ライフサイクルコストを算定する際の算定条件を貴市より提示いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                  | ライフサイクルコストに係る評価項目及び算定条件につきましては、いただいたご質問も踏まえて整理のうえ、必要に応じて募集要項等に示します。                                         |
| 97  | 19 | 2  | 5   | (3)     | —   | —   | 優先交渉権者の選定        | 優先交渉権の選定において、ライフサイクルコストの具体的な算定条件を貴市よりご提示いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                   | No.96の回答をご参照ください。                                                                                           |
| 98  | 19 | 第2 | 5   | (3)     |     |     | 優先交渉権者の選定        | ライフサイクルコストを算定する際の算定条件（割引率、躯体の耐用年数）は市より提示があるとの認識で良いでしょうか                                                                                                                                                                                | No.96の回答をご参照ください。                                                                                           |
| 99  | 20 | 2  | 5   | (5)     |     |     | 著作権              | 「本市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、無償で使用する。」とありますが、応募者のノウハウにかかわる内容は除外されるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                         | 本市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、本市から事業者へ協議を打診します。                                                                  |
| 100 | 20 | 第2 | 5   | (5)     | —   | —   | 著作権について          | 「ただし、本市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、無償で使用する。」とありますが、公表時は事前に公表範囲についての協議の場があるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                  | No.99の回答をご参照ください。                                                                                           |
| 101 | 20 | 第2 | 5   | (6)     | —   | —   | 特許権等について         | 「提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。」とありますが、事前に貴市に承諾を得ていて、公表されている内容通りに正しく使用した場合における責任は、免責となる理解でよろしいでしょうか。                                                           | 特許権等については、記載のとおり、当該特許権等に係る責任は応募者が負担してください。詳細については、募集要項等に示します。                                               |
| 102 | 20 | 第2 | 6   | (1),(5) |     |     | 基本協定の締結、基本契約の締結  | 基本協定と基本契約を締結する形となっていますが、基本協定はSPC設立を担保するもの、基本契約は請負工事と保全管理を繋ぐためのものをご想定であれば、次のような認識でよろしいでしょうか。<br>・基本協定はSPCを設立する場合にのみ、貴市とSPC出資企業間で締結する<br>・基本契約は設計・建設工事請負契約と保全管理業務委託契約を一連のものとして位置付けるため貴市と全応募企業連名で締結し、性能評価検証の完了後、保全管理業務委託契約のみとなる時期までを対象とする | 基本協定は、事業契約の締結義務や特別目的会社の設立等について定めるものであり、特別目的会社の設立の有無にかかわらず締結します。基本契約及び各契約の位置づけの詳細については、募集要項等に示します。           |
| 103 | 20 | 第2 | 6   | (2)     |     |     | 設計・建設業務におけるJVの結成 | 「契約締結までに結成しなければならない」とありますが、JV協定書の提出日は事業契約書の押印・提出時でよいと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか                                                                                                                                                        | JV協定書の提出時期を含む契約手続の詳細については、募集要項等に示します。                                                                       |

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：実施方針に関する質問回答

| No. | 頁  | 章   | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名                       | 質問の内容                                                                                                                                                                                                            | 回答                                                                                                                                                 |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 104 | 20 | 第2  | 6   | (3) |     |     | 保全管理業務におけるSPCの設立          | 「基本協定締結後速やかに、SPC を会社法に定める株式会社として設立し」とありますが、当初数年は休眠会社となることが想定されます。SPCの維持費用なども考慮すると、保全管理業務開始前に速やかに設立するという形の協定であっても問題がないものと考えますが、経済合理性に基づいた柔軟な対応を頂ける理解でよろしいでしょうか。                                                   | 特別目的会社は本市の契約の相手方となるため、基本協定締結後速やかに設立していただきます。詳細については募集要項等に示します。                                                                                     |
| 105 | 20 | 第2  | 6   | (5) | —   | —   | 基本契約の締結                   | 「貴市は、基本協定締結後、設計・建設、保全管理業務を、事業期間を通して一括して民間事業者に委ねるために、優先交渉権者との間で基本契約を締結」とのことですが、基本契約締結後に事業契約協議が不調となった場合、費用負担、損害賠償、優先交渉権の取扱い等は基本協定書(案)でご提示いただける、との理解でよろしいでしょうか。                                                     | ご質問は、基本協定締結後に事業契約協議が不調となった場合の費用負担、損害賠償、優先交渉権の取扱いに関するものと認識しています。事業契約の締結に至らなかった場合の費用負担、損害賠償、優先交渉権の取扱い等については、基本協定において定めることを予定しています。詳細については募集要項等に示します。 |
| 106 | 21 | 第2  | 6   | (7) | —   | —   | 保全管理業務委託契約の締結             | 保全管理業務委託契約時期は、保全管理業務委託開始の令和25年4月までに締結するという理解でよろしいでしょうか。（保全管理業務委託の契約時期をご教示ください。）                                                                                                                                  | 保全管理業務委託契約は、基本契約と同時に締結することを予定しています。詳細については募集要項等に示します。                                                                                              |
| 107 | 22 | 第3  | 2   | (1) | ③   |     | 保全期間中の契約保証金               | 保全管理期間中とは、新1系水処理施設供用開始以降の認識でよろしいでしょうか？                                                                                                                                                                           | 実施方針4ページの「沈砂池ポンプ棟、新1系水処理施設よりも前に整備される想定管理棟やし尿浄化槽汚泥受入施設の保全管理は施設供用開始時から実施することとする。」の記載のとおり、保全管理期間は初めに供用開始する施設の保全管理開始時からとなります。                          |
| 108 | 22 | 第3  | 2   | (1) | ③   |     | 保全期間中の契約保証金               | 履行保証保険を締結し、契約保証金の納付に代替するする際には20年通期で一括契約はなく最短1年単位で保険契約（更新）の対応でよろしいでしょうか？                                                                                                                                          | 問題ありません。                                                                                                                                           |
| 109 | 26 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方          | 別紙1「リスク分担に関する基本的な考え方」には、「上記以外（市の事由以外）」をすべて事業者負担とする内容が記載されております。事業者の事由に関するものを事業者負担とし、市と事業者の事由によらない、もしくは両者の事由によるものについては協議のうえ、負担を決定する方針で修正いただけないでしょうか。                                                              | リスク分担の考え方は、実施方針別紙1に示すとおりです。                                                                                                                        |
| 110 | 26 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方（物価変動リスク） | 本事業は募集開始から契約締結までの期間が長期に及ぶことが想定されるため、契約締結日を基準日とした場合、事業者の努力では回避できない物価上昇リスクを提案価格へ織り込む必要が生じ、事業費の増加要因となることが懸念されます。このため、物価変動リスクの適切な分担及び競争性確保の観点から、提案価格算定時点又は債務負担行為設定時点等の、より早い時点を基準日として設定いただくことは可能でしょうか。貴市のお考えをご教示ください。 | サービス対価の改定に関する基準日を含む詳細については、募集要項等に示します。                                                                                                             |
| 111 | 26 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方 No.9     | 共通 法制度<br>「上記以外のもの」が、事業者の負担となっておりますが、「本事業に直接関わる法制度の新設・変更等」以外の全てのリスク負担を事業者で負うことは不可能です。本リスクについては貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。                                                                                              | 本事業は性能発注であるため、リスク分担については、実施方針別紙1に示すとおりです。                                                                                                          |
| 112 | 26 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方 No.11    | 共通 許認可<br>「上記以外による許認可の取得遅延」が、事業者の負担となっておりますが、「市の事由による許認可の取得遅延」以外の全てのリスク負担を事業者で負うことは不可能です。本リスクについては貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。                                                                                          | 本事業は性能発注であるため、リスク分担については、実施方針別紙1に示すとおりです。                                                                                                          |

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第 1 期）：実施方針に関する質問回答

| No. | 頁  | 章    | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名                         | 質問の内容                                                                                                                                                                                                      | 回答                                                             |
|-----|----|------|-----|-----|-----|-----|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 113 | 26 | 別紙1  | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方<br>No.13   | 共通 住民対応<br>「上記以外に関する住民の反対運動、訴訟等に関するもの」が、事業者の負担となっておりますが、「本事業そのものの実施に係る住民の反対運動、訴訟等に関するもの」以外の全てのリスク負担を事業者で負うことは不可能です。本リスクについては貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。                                                          | 本事業は性能発注であるため、リスク分担については、実施方針別紙 1 に示すとおりです。                    |
| 114 | 26 | 別紙1  | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方<br>No.16   | 共通 第三者賠償<br>「上記以外の事由による事故によるもの」が、事業者の負担となっておりますが、「市の事由による事故によるもの」以外の全てのリスク負担を事業者で負うことは不可能です。本リスクについては貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。                                                                                 | 本事業は性能発注であるため、リスク分担については、実施方針別紙 1 に示すとおりです。                    |
| 115 | 26 | 別紙1  | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方<br>No.23   | 共通 事業の中断<br>「上法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害」が、双方の負担となっておりますが、事由により負担割合について協議の場が設けられるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                           | 法令変更や不可抗力の取扱いについては募集要項等に示します。                                  |
| 116 | 26 | 別紙1  |     |     |     |     | リスク分担<br>(物価変動)             | 本事業は長期にわたる設計・建設期間を有することから、資材価格高騰、労務費上昇、設備機器の供給遅延これらの不可抗力的な市場変動については、貴市のみの費用負担としていただけないでしょうか。                                                                                                               | 物価変動リスク及び不可抗力リスクの取扱いについては、実施方針別紙 1 に示すとおりです。詳細については募集要項等に示します。 |
| 117 | 26 | 別紙 1 |     |     |     |     | リスク分担に関する基本的な考え方            | 「No.20 物価変動」には設計労務単価の変更も含まれると考えておりますが、この様な理解で良いでしょうか。                                                                                                                                                      | No.110の回答をご参照ください。                                             |
| 118 | 26 | 別紙1  |     |     |     |     | 保険                          | 昨今の頻発する自然災害により、近年保険料が急激に高騰しております。長期事業であり、事業期間中の保険料の高騰は十分に想定されるため、提案時に想定していた保険料からの高騰分についても物価変動の対象としていただけないでしょうか。                                                                                            | No.110の回答をご参照ください。                                             |
| 119 | 26 | 別紙1  |     |     |     |     | リスク分担に関する基本的な考え方            | 各リスク項目について、「市の責めに帰すべき事由以外のすべてのリスク」を事業者負担とするのではなく、いずれの責めにも帰さない事由（水質の急変など）については協議の対象としていただけますでしょうか。                                                                                                          | リスク分担については、実施方針別紙 1 に示すとおりです。                                  |
| 120 | 26 | 別紙1  | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方<br>(第三者賠償) | リスク分担表において、第三者賠償は市に帰責事由がある場合を除き事業者負担とされています。<br>市及び事業者双方に帰責事由が認められない場合、又は事故原因の特定が困難な場合についても事業者のリスクとなるのは過剰であり、事業者が合理的に管理できない事由であることから、このような場合のリスクの取扱いについてご教示ください。                                           | リスク分担については、実施方針別紙 1 に示すとおりです。                                  |
| 121 | 26 | 別紙1  | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方<br>(不可抗力)  | 不可抗力について市が主分担、事業者が従分担とされ、注記※2において「事業者は、不可抗力の損害について一部を負担する」とされています。<br>事業者が負担する損害の範囲、負担割合、金額上限、免責点、保険金充当後の残額負担の考え方について、募集要項等でどのように示される予定かご教示ください。<br>また、事業者の負担は、事業者の帰責性がないことを前提に、一定額又は一定割合を上限とする理解でよいでしょうか。 | 詳細については募集要項等に示します。                                             |

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：実施方針に関する質問回答

| No. | 頁  | 章   | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他   | 項目名   | 質問の内容                                                                                                                                                                                           | 回答                                   |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 122 | 26 | 別紙1 | —   | —   | —   | No13  | 住民対応  | 住民対応について、「本事業そのものの実施に係る住民の反対運動、訴訟等に関するもの以外」は事業者が負担者、とのことですが、貴市所掌である運転・維持管理に起因する住民対応は貴市が負担者、との理解でよろしいでしょうか。                                                                                      | 本市が所掌する運転・維持管理に起因する住民対応は、本市の負担となります。 |
| 123 | 26 | 別紙1 | —   | —   | —   | No20  | 物価変動  | 物価変動について、「※3 対価の改定基準に基づき対応する。詳細は募集要項等に示す」とのことですが、本事業は、予定価格の参考とする見積提出後から契約締結及び工事着手まで長期間を要することが想定されます。事業者の物価変動リスクを評価するため、賃金又は物価の変動に基づく契約金額変更基準日をご提示いただけないでしょうか。                                   | No.110の回答をご参照ください。                   |
| 124 | 26 | 別紙1 | —   | —   | —   | No20  | 物価変動  | 物価変動について、「※3 対価の改定基準に基づき対応する。詳細は募集要項等に示す」とのことですが、本事業は、予定価格の参考とする見積提出後から事業契約締結及び工事着手まで長期間を要することが想定されます。募集要項等公表後に生じた賃金又は物価の変動により事業者の提案価格の設計費、工事費、保全管理業務委託費が不適当となった場合には、契約金額の変更が可能、との理解でよろしいでしょうか。 | No.110の回答をご参照ください。                   |
| 125 | 26 | 別紙1 | —   | —   | —   | No.20 | 物価変動  | 本事業は見積提出から契約・工事着手までの期間が長期にわたる事から、事業者側が負う物価変動リスクを適切に評価頂くために、賃金や物価の変動に伴う契約金額変更の基準日を、あらかじめご提示いただけないでしょうか。                                                                                          | No.110の回答をご参照ください。                   |
| 126 | 26 | 別紙1 | —   | —   | —   | No.20 | 物価変動  | 本事業は見積提出から契約・工事着手までの期間が長期にわたる事から、募集要項等公表後の賃金や物価の変動により設計費・建設費・保全費用の見直しが必要となった場合は、契約金額を変更できるという認識でよろしいでしょうか。                                                                                      | No.110の回答をご参照ください。                   |
| 127 | 26 | 別紙1 | —   | —   | —   | No20  | 物価変動  | 物価変動のリスクについて、「対価の改定基準等に基づき対応する。詳細は募集要項等に示す。」とあるが、募集要項の公表に先立ち、改定基準等の考え方や概要をご提示いただけないでしょうか。                                                                                                       | No.110の回答をご参照ください。                   |
| 128 | 26 | 別紙1 | —   | —   | —   | No20  | 物価変動  | 「※3 対価の改定基準に基づき対応する。詳細は募集要項等に示す。」について、賃金、物価の変動に基づく契約金額変更の基準日についてご教示願います。                                                                                                                        | No.110の回答をご参照ください。                   |
| 129 | 26 | 別紙1 | —   | —   | —   | No20  | 物価変動  | 「※3 対価の改定基準に基づき対応する。詳細は募集要項等に示す。」について、応募者の設計費、工事費、保全管理業務費が不適当となった場合は契約金額の変更が可能という理解でよろしいでしょうか。                                                                                                  | No.110の回答をご参照ください。                   |
| 130 | 26 | 別紙1 | —   | —   | —   | No20  | 物価変動  | 「No.20 物価変動」について、今後、募集要項等でPSCとしての事業費が提示される場合、費用の積算基準日を明記して頂き、物価変動については、当該基準日からの物価変動分を考慮して頂けるような仕組みをお願いします。                                                                                      | No.110の回答をご参照ください。                   |
| 131 | 26 | 別紙1 | —   | —   | —   | No20  | 物価変動  | 近年の物価上昇を踏まえると、募集要項等公表から契約締結までにも労務単価、物価の上昇が見込まれます。募集要綱公表後から事業契約締結前までの物価変動は契約金額の変更対象になるとの認識で良いでしょうか。                                                                                              | No.110の回答をご参照ください。                   |
| 132 | 26 | 別紙1 | —   | —   | —   | No23  | 事業の中断 | 「法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害」において、貴市、事業者両方に「●」が付いています。<br>事業中断に伴う事業者の損害とは、逸失利益に対する損害という理解でよろしいでしょうか。                                                                                              | 損害の範囲は、募集要項等に示します。                   |

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：実施方針に関する質問回答

| No. | 頁  | 章   | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名              | 質問の内容                                                                                                                                                | 回答                                                          |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 133 | 26 | 別紙1 | 11  |     |     |     | 許認可              | 「貴市の事由以外による許認可の取得遅延」は事業者に「●」が付いております。<br>許認可の取得遅延において、事業者ではコントロールできないリスクが含まれていますので、貴市を「▲※）」とし、※）リスク負担についてその都度協議、としていただけないでしょうか。                      | リスク分担については、実施方針別紙1に示すとおりです。                                 |
| 134 | 26 | 別紙1 | 13  |     |     |     | 住民対応             | 本事業そのものの実施に係る住民の反対運動、訴訟等に関するもの以外、事業者と記載ありますが、貴市所掌である運転管理に起因する事象は、貴市の所掌範囲という理解でよろしいでしょうか。                                                             | No.122の回答をご参照ください。                                          |
| 135 | 26 | 別紙1 | 14  |     |     |     | 環境               | 法令で定める基準内での騒音・振動等は、「業務の実施に伴い通常避けることができない」事由に該当し、事業者には責任はないと理解してよろしいでしょうか。                                                                            | 詳細については募集要項等に示します。                                          |
| 136 | 26 | 別紙1 | 16  |     |     |     | 第三者賠償            | 「貴市の事由以外の事由による事故によるもの」は事業者に「●」が付いております。<br>貴市の事由でも事業者の事由でもない事故においては、事業者ではそのリスクをコントロールできないため、貴市を「▲※）」とし、※）リスク負担についてその都度協議、としていただけないでしょうか。             | リスク分担については、実施方針別紙1に示すとおりです。                                 |
| 137 | 26 | 別紙1 | 17  |     |     |     | 不可抗力             | 不可抗力には、サイバー攻撃、第三者による放火、窃盗、恐喝、強盗、器物損壊又は業務妨害、原料又は資材の不足も含まれると理解してよろしいでしょうか。                                                                             | 不可抗力の定義については募集要項等に示します。                                     |
| 138 | 26 | 別紙1 | 20  |     |     |     | 物価変動             | 募集から契約までの長期間の物価変動を反映するため、PSC積算時点を基準日とした提案上限価格の見直しを行っていただけますでしょうか。また、運転管理費の改定指標として、実態に即した「電工単価」等の採用を協議することは可能でしょうか。                                   | No.110の回答をご参照ください。                                          |
| 139 | 26 | 別紙1 | 20  |     |     |     | 物価変動             | 提案金額の提出から事業契約締結までの物価変動リスクも、貴市が負担される理解でよろしいでしょうか。                                                                                                     | No.110の回答をご参照ください。                                          |
| 140 | 26 | 別紙1 | 20  |     |     |     | 物価変動             | 物価変動について、本事業は見積提出後から事業締結・工事開始まで長期間となるため、いつからの物価変動が明確にするため、基準日をご教示いただけますでしょうか。                                                                        | No.110の回答をご参照ください。                                          |
| 141 | 26 | 別紙1 | 20  |     |     |     | 物価変動             | 今後の募集要項等に上限価格が提示される場合、会計法第29条の6の予定価格として取り扱って頂きたいをお願いします。またその際、予定価格の積算基準日を明記頂き、事業契約締結後のスライド変更については、当該基準日時点からの物価をもとに貴市と民間事業者間との協議が可能となるようご検討をお願いいたします。 | 上限価格を提示する場合は、あくまで参考である点にご留意ください。                            |
| 142 | 26 | 別紙1 | 21  |     |     |     | 事業の中断            | No.21,22の「契約不履行」とNo.18,19の「債務不履行」の意味に違いはあるのでしょうか。<br>特段無ければ、本文24ページにも使用されている「債務不履行」に統一することを提案いたします。                                                  | 詳細は募集要項等に示します。                                              |
| 143 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方 | No.47要求水準未達について、保全管理業務の不備（修繕、点検上の過失）及び各マニュアルの不備に依るものではないものは貴市負担という理解でよろしいでしょうか。                                                                      | 本市の責めに帰すべき事由及び運転管理を行う者の責めに帰すべき事由、不可抗力を除く要求水準未達は事業者の負担となります。 |

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第 1 期）：実施方針に関する質問回答

| No. | 頁  | 章   | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名                       | 質問の内容                                                                                                                                                                                                                        | 回答                                                                                      |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 144 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方          | 設計・建設段階における「測量・調査」において、提案時の測量・調査項目に加えて、貴市の要望により測量・調査項目が増えた場合は、設計変更となるのでしょうか。                                                                                                                                                 | 設計変更となるかは本市・事業者間の協議によります。                                                               |
| 145 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方          | 設計・建設段階における「設計費の増大、設計遅延」において、提案時の仕様に加えて、貴市の要望により設計費が増大した場合や、設計遅延が生じた場合は、設計変更となるのでしょうか。                                                                                                                                       | 設計変更となるかは本市・事業者間の協議によります。                                                               |
| 146 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方          | 設計・建設段階における「設計費の増大、設計遅延」において、提案時の仕様に加えて、貴市の要望により提案時の仕様が変更となり、工事費が増大した場合や、工事遅延が生じた場合は、設計変更となるのでしょうか。                                                                                                                          | 設計変更となるかは本市・事業者間の協議によります。                                                               |
| 147 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方          | 設計・建設段階における「設計変更」において、「市事由による大幅な計画・設計変更等」は貴市の負担となっていますが、大幅などは、金額にしてどのくらいを大幅というのでしょうか。                                                                                                                                        | 「大幅」に該当するか否かは、変更の内容等を踏まえ個別に判断するものであり、具体的な金額基準は設けておりません。                                 |
| 148 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方          | 設計・建設段階における「設計変更」において、予見不能な事象による設計変更は貴市の負担になるのでしょうか。予見不能とは、工事受注後の試掘や調査で新たに判明した事実（埋設物の位置が図面と異なる、アスベストが図面とは異なる箇所で使われている、土壌汚染調査において、問題ない箇所から、要対策土が出現した、改造する構造物の劣化状況が進んでおり提案時の構造を超える補強が必要になった、図面に記載のない建設当時の残置物の撤去が必要となった等）を示します。 | 本市が提示した資料から予見できない事象に起因する場合の取扱いについては、予見可能性の有無を踏まえ個別に判断します。設計変更に伴う費用負担の詳細については募集要項等に示します。 |
| 149 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方          | 建設段階において、公表資料ではわかり得ない事実があり、稼働中の施設に損害を与えた場合（例えば、公表資料では使用していないことになっている配線を切断したところ施設の一部が停止する、公表資料では無い埋設物を損傷し、施設の一部が停止する、といった事象等）は、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。                                                                            | No.148の回答をご参照ください。                                                                      |
| 150 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方          | 物価変動について、最近の物価上昇の速度は、これまでの上昇速度に比べ早くなっています。物価変動の基準となる日にちは、工事の上限価格を算定した時期と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                        | No.110の回答をご参照ください。                                                                      |
| 151 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方          | 許認可について、担当者が変わったことによる方針変更は、制度変更とみなし、法制度の新設・変更等に該当し、負担者は貴市と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                      | 個別の判断となります。詳細については募集要項等に示します。                                                           |
| 152 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方          | 建設段階において、事業者には責任がない理由により、要対策土の搬出先が変更となった場合、負担者は貴市と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                              | 詳細は募集要項等に示します。                                                                          |
| 153 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方<br>No.25 | 設計・建設段階 測量・調査<br>「上記以外の測量・調査に関するもの」が、事業者の負担となっておりますが、「市が実施した測量・調査に関するもの」以外の全てのリスク負担を事業者で負うことは不可能です。本リスクについては貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。                                                                                            | リスク分担については、実施方針別紙 1 に示すとおりです。                                                           |

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第 1 期）：実施方針に関する質問回答

| No. | 頁  | 章   | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名                       | 質問の内容                                                                                                                                                                    | 回答                                                                           |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 154 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方<br>No.27 | 設計・建設段階 設計費の増大、設計遅延<br>「上記以外の事由による設計費の増大、設計の完了遅延など」が、事業者の負担となっておりますが、「市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計費の増大、設計の完了遅延など」以外の全てのリスク負担を事業者で負うことは不可能です。本リスクについては貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。 | リスク分担については、実施方針別紙 1 に示すとおりです。                                                |
| 155 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方<br>No.29 | 設計・建設段階 設計変更<br>「上記以外の事由による大幅な計画・設計変更等」が、事業者の負担となっておりますが、「市事由による大幅な計画・設計変更等」以外の全てのリスク負担を事業者で負うことは不可能です。本リスクについては貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。                                    | リスク分担については、実施方針別紙 1 に示すとおりです。                                                |
| 156 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方<br>No.30 | 設計・建設段階 用地<br>「市が提示した情報に基づく対応に関するもの」が、事業者の負担となっておりますが、貴市の負担の誤記という理解でよろしいでしょうか。                                                                                           | リスク分担については、実施方針別紙 1 に示すとおりです。                                                |
| 157 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方<br>No.33 | 設計・建設段階 工事費の増大、工事遅延<br>「上記以外の事由による工事費の増大、工事遅延」が、事業者の負担となっておりますが、「提示条件の誤りや市の追加指示、市の事由による工事費の増大、工事遅延」以外の全てのリスク負担を事業者で負うことは不可能です。本リスクについては貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。             | リスク分担については、実施方針別紙 1 に示すとおりです。                                                |
| 158 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方<br>No.42 | 保全管理段階 遅延<br>「上記以外の事由による工事費の増大、工事遅延」が、事業者の負担となっておりますが、「提示条件の誤りや市の追加指示、市の事由による工事費の増大、工事遅延」以外の全てのリスク負担を事業者で負うことは不可能です。本リスクについては貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。                       | リスク分担については、実施方針別紙 1 に示すとおりです。                                                |
| 159 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方<br>No.46 | 保全管理段階 業務内容変更<br>「上記以外の事由による不備・変更によるもの」が、事業者の負担となっておりますが、「市の指示、提示条件の不備・変更によるもの」以外の全てのリスク負担を事業者で負うことは不可能です。本リスクについては貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。                                 | リスク分担については、実施方針別紙 1 に示すとおりです。                                                |
| 160 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | —   | リスク分担に関する基本的な考え方<br>No.50 | 保全管理段階 保全管理増大<br>「上記以外の事由による保全管理費の増大」が、事業者の負担となっておりますが、「市の事由による保全管理費の増大」及び「流入水質の変動による保全管理費の増大」以外の全てのリスク負担を事業者で負うことは不可能です。本リスクについては貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。                  | リスク分担については、実施方針別紙 1 に示すとおりです。                                                |
| 161 | 27 | 別紙1 |     |     |     |     | リスク分担<br>(測量・調査)          | 測量・調査リスクは貴市負担と事業者負担に区分されていますが、既設杭・地下躯体・図面未記載埋設物等が確認された場合は「予見不能リスク」として設計変更対象と考えてよろしいでしょうか                                                                                 | 本市が提示した資料から予見できないものについては、予見可能性の有無を踏まえ、設計変更の可否を個別に判断します。詳細については募集要項等に示します。    |
| 162 | 27 | 別紙1 |     |     |     |     | リスク分担<br>(工事費の増大、工事遅延)    | 貸与資料及び事前調査結果から合理的に予見できない玉石・転石・地中障害物等が施工時に確認され、施工方法の変更、工期延長又は工事費増加が生じた場合は、貴市負担としていただけないでしょうか。                                                                             | 本市が提示した資料及び事前調査結果から合理的に予見できないものについては、予見可能性の有無を踏まえ個別に判断します。詳細については募集要項等に示します。 |

■前橋水質浄化センター更新事業（第1期）：実施方針に関する質問回答

| No. | 頁  | 章   | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他   | 項目名              | 質問の内容                                                                                                                                                                       | 回答                                                                                                                |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 163 | 27 | 別紙1 |     |     |     |       | リスク分担（設計変更）      | 「市事由による大幅な計画・設計変更等」と記載されておりますが大幅の定義についてご提示いただけないでしょうか。                                                                                                                      | No.147の回答をご参照ください。                                                                                                |
| 164 | 27 | 別紙1 |     |     |     |       | リスク分担（設計変更）      | 「市事由による大幅な計画・設計変更等」と記載されておりますが大幅の定義について金額で設定されているのであれば金額をご提示いただけないでしょうか。                                                                                                    | No.147の回答をご参照ください。                                                                                                |
| 165 | 27 | 別紙1 |     |     |     |       | リスク分担（設計変更）      | 「市事由による大幅な計画・設計変更等」について、本事業には基本設計が含まれていないため市から提供される基本設計成果に基づき詳細設計を行うという認識ですが調査結果や民間事業者の提案項目により基本設計内容を変更することは市事由に該当するという理解でよろしいでしょうか。                                        | 本市が提示する基本設計成果の変更のうち、本市の事由によるものは本市の負担となります。民間事業者の提案に起因する変更は、民間事業者の負担となります。詳細については募集要項等に示します。                       |
| 166 | 27 | 別紙1 |     |     |     |       | リスク分担（工事監理）      | 「工事監理の不備によるもの」について、民間事業者で工事監理者を選定することとなっておりますが建設企業から工事監理者を選定できるものという理解でよろしいでしょうか。                                                                                           | 工事監理者の選定は、建築士法・建築基準法に基づく資格要件を満たすことを前提に、民間事業者において行ってください。なお、工事監理の独自性を確保するため、工事監理者は監理対象工事を施工する建設企業と異なる企業から選定してください。 |
| 167 | 27 | 別紙1 |     |     |     |       | リスク分担に関する基本的な考え方 | 「No.28 設計変更、市事由による大幅な計画・設計変更等」について、本設計業務には基本設計が含まれておらず、市から提供される基本設計成果に基づき詳細設計を行うとの認識です。一方で、調査結果や民間事業者の提案項目により基本設計内容を変更する場合には、市事由に該当するとの考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。          | No.165の回答をご参照ください。                                                                                                |
| 168 | 27 | 別紙1 |     |     |     |       | リスク分担に関する基本的な考え方 | 「No.34 工事監理、工事監理の不備によるもの」について、民側で工事監理者を輩出することとなっています。工事監理者の資格要件がないため、建設企業から工事監理者を輩出できるものと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。                                                        | No.166の回答をご参照ください。                                                                                                |
| 169 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | —     | リスク分担に関する基本的な考え方 | リスクの種類の中で、設計費の増大、工事費の増大、保全管理費増大に関する項目において、市事由によるもの以外は事業者負担と記載されていますが、物価変動によるものはNo.20のリスク分担が優先されると考えてよろしいでしょうか。                                                              | 各リスクはそれぞれ区分して分担するものであり、物価変動についてはNo.20のリスク分担によります。詳細については募集要項等に示します。                                               |
| 170 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | No27  | 設計費の増大、設計遅延      | 設計費の増大、設計遅延について、「貴市が提示した条件の誤りや要求事項の変更など以外」は事業者が負担者、とのことですが、事業者が貴市へ設計条件を設定するための運転データ等、事業者では持ちえないデータを求めたところ、そのデータがないもしくは不足していることに起因する設計費の増大、設計遅延は、貴市もご負担いただける、との理解でよろしいでしょうか。 | 本市が提示すべき情報の不足に起因するものについては、予見可能性の有無等を踏まえ個別に判断します。詳細については募集要項等に示します。                                                |
| 171 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | No28  | 設計変更             | 「市事由による大幅な計画・設計変更等」は貴市負担、とのことですが、「大幅」の定義をご提示いただけないでしょうか。                                                                                                                    | No.147の回答をご参照ください。                                                                                                |
| 172 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | No28  | 設計変更             | 「市事由による大幅な計画・設計変更等」は貴市負担、とのことですが、「大幅」に関して、例えば設計変更金額（例：1000万円以上）を設定しているのであれば、その設定金額をご提示いただけないでしょうか。                                                                          | No.147の回答をご参照ください。                                                                                                |
| 173 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | No.28 | 設計変更             | 「市事由による大幅な計画・設計変更等」に記載の、「大幅」の具体的な定義をご提示いただけないでしょうか。                                                                                                                         | No.147の回答をご参照ください。                                                                                                |
| 174 | 27 | 別紙1 | —   | —   | —   | No.28 | 設計変更             | 「市事由による大幅な計画・設計変更等」に記載の「大幅」に関して、貴市が設定されている設計変更基準額をご提示いただけないでしょうか。                                                                                                           | No.147の回答をご参照ください。                                                                                                |

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第 1 期）：実施方針に関する質問回答

| No. | 頁  | 章    | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他   | 項目名         | 質問の内容                                                                                                                                                                          | 回答                                                                                    |
|-----|----|------|-----|-----|-----|-------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 175 | 27 | 別紙 1 | —   | —   | —   | No28  | 設計変更        | 「市事由による大幅な計画・設計変更等」について、「大幅」の定義をご教示願います。                                                                                                                                       | No.147の回答をご参照ください。                                                                    |
| 176 | 27 | 別紙 1 | —   | —   | —   | No28  | 設計変更        | 「市事由による大幅な計画・設計変更等」は前橋市様負担とのことですが、「大幅」に該当する変更について具体的な条件をご教示ください。                                                                                                               | No.147の回答をご参照ください。                                                                    |
| 177 | 27 | 別紙 1 | —   | —   | —   | No28  | 設計変更        | 「市事由による大幅な計画・設計変更等」は前橋市様負担とのことですが、「大幅」に該当するための金額条件（〇〇円以下は該当しない等）があればご教示ください。                                                                                                   | No.147の回答をご参照ください。                                                                    |
| 178 | 27 | 別紙 1 | —   | —   | —   | No31  | 用地          | 「市が提示した情報に基づく対応を超えるもの」は貴市負担、とのことですが、土壌汚染について、貴市が提示した情報からは土壌汚染がない区画の建設発生土を処分の際、条例に基づき土壌分析し、その結果、土壌汚染が判明した場合、その処理費は貴市負担、という理解でよろしいでしょうか。                                         | 本市が提示した情報を超えるものについては、予見可能性の有無等を踏まえ個別に判断します。詳細については募集要項等に示します。                         |
| 179 | 27 | 別紙 1 | —   | —   | —   | No31  | 用地          | 「市が提示した情報に基づく対応を超えるもの」は貴市負担、とのことですが、地中埋設物について、貴市が提示した情報には記載のない地中障害物があり、その地中障害物を撤去した場合、その撤去費は貴市負担、という理解でよろしいでしょうか。                                                              | 本市が提示した情報を超えるものについては、予見可能性の有無等を踏まえ個別に判断します。詳細については募集要項等に示します。                         |
| 180 | 27 | 別紙 1 | —   | —   | —   | No33  | 工事費の増大、工事遅延 | 工事費の増大、工事遅延について、「貴市の提示条件の誤りや貴市の追加指示、貴市の事由によること」以外は事業者が負担者、とのことですが、事業者が貴市へ工事に必要となる運転データ等、事業者では持ちえないデータを求めたところ、そのデータがないもしくは不足していることに起因する工事費の増大、工事遅延は、貴市もご負担いただける、との理解でよろしいでしょうか。 | 本市が提示すべき情報の不足に起因するものについては、予見可能性の有無等を踏まえ個別に判断します。詳細については募集要項等に示します。                    |
| 181 | 27 | 別紙1  | —   | —   | —   | No.34 | 工事監理        | 建設企業から工事監理者を選出できるとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                               | No.166の回答をご参照ください。                                                                    |
| 182 | 27 | 別紙 1 | —   | —   | —   | No50  | 保全管理費増大     | 保全管理費増大について、「貴市の事由、流入水質の変動以外」は事業者が負担者、とのことですが、貴市所掌である運転管理に起因する事由での保全管理費の増大は、貴市事由に該当するため貴市が負担者、との理解でよろしいでしょうか。                                                                  | 本市が所掌する運転管理に起因するものについては、本市の負担となります。詳細については募集要項等に示します。                                 |
| 183 | 27 | 別紙1  | —   | —   | —   | No.51 | 施設の撤去       | 「付帯事業に係る設置施設」に該当する施設とは、具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。                                                                                                                              | 「付帯事業に係る設置施設」とは、事業者提案に基づく太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入施設を想定しています。                              |
| 184 | 27 | 別紙1  | ※7  |     |     |       | 表外の注記       | 施設に流れ込む水質の変動について「一定範囲を超える著しい変動があった場合には、市・事業者間の協議とする」とありますが、流入水質について、事業者は管理することができないため、その帰責は貴市としていただけないでしょうか。                                                                   | 流入水質の変動に係る取扱いについては、実施方針及び要求水準書（案）に示すとおりです。一定範囲を超える著しい変動があった場合の取扱いの詳細については、募集要項等に示します。 |
| 185 | 27 | 別紙1  | 27  |     |     |       | 設計費の増大、設計遅延 | 貴市が提示した条件の誤りや要求事項の変更など以外は事業者負担と記載ありますが、事業者が貴市へ設計に必要なデータを求め、かつそのデータがない・不足している場合、当該リスクに対しては貴市にてご負担いただける認識でよろしいでしょうか。                                                             | No.170の回答をご参照ください。                                                                    |
| 186 | 27 | 別紙1  | 28  |     |     |       | 設計変更        | 「市事由による大幅な計画・設計変更等」とありますが、大幅とは具体的にどの程度でしょうか。数値等で定義を明確にご教示いただけますでしょうか。                                                                                                          | No.147の回答をご参照ください。                                                                    |
| 187 | 27 | 別紙1  | 33  |     |     |       | 工事費の増大、工事遅延 | 貴市の提示条件の誤りや貴市の追加指示、貴市の事由によること以外は事業者負担とありますが、事業者が貴市へ工事に必要となるデータを求め、かつそのデータがない・不足している場合、当該リスクに対しては貴市にてご負担いただける認識でよろしいでしょうか。                                                      | No.170の回答をご参照ください。                                                                    |

■ 前橋水質浄化センター更新事業（第 1 期）：実施方針に関する質問回答

| No. | 頁  | 章   | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名        | 質問の内容                                                                                                                                                          | 回答                                                    |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 188 | 27 | 別紙1 | 38  |     |     |     | 引渡遅延       | 遅延の責任について、債務者は帰責性がない限り責任を負わないところ、引渡し遅延において、事業者の事由でない「上記以外の第三者等の事由による施設の引渡し遅延」について、事業者が「▲」従分担とされておりますが、この理由と従分担の具体的内容をご提示いただけないでしょうか。また、誤記であれば、訂正していただけないでしょうか。 | 不可抗力リスクを含んだ記載となっています。                                 |
| 189 | 27 | 別紙1 | 38  |     |     |     | 引渡遅延       | 第三者等の事由による施設の引渡遅延にて、事業者に▲がついておりますが、貴市と事業者の負担分けについて明確にご教示いただけますでしょうか。                                                                                           | No.188の回答をご参照ください。                                    |
| 190 | 27 | 別紙1 | 42  |     |     |     | 遅延         | 遅延の責任について、債務者は帰責性がない限り責任を負わないところ、保全業務の遅延において、事業者の事由でない「上記以外による保全管理開始の遅延に関するもの」について、事業者のリスクとされておりますが、この理由をご提示いただけないでしょうか。また、誤記であれば、訂正していただけないでしょうか。             | No.188の回答をご参照ください。                                    |
| 191 | 27 | 別紙1 | 47  |     |     |     | 要求水準未達     | 要求水準書にて示される流入水質から変動する場合について、実施方針では「一定範囲を超える著しい変動があった場合」貴市と事業者で協議とありますが、具体的にどの程度の変動かご教示いただけますでしょうか。                                                             | 流入水質等の変動に係る具体的な範囲については、募集要項等に示します。                    |
| 192 | 27 | 別紙1 | 47  |     |     |     | 要求水準未達     | 流入水質についてリスク分担の記載がありますが、流入水量についても同様と考えます。流入水量についても水質と同様に、具体的にどの程度の変動が本負担範囲内の変動かご教示いただけますでしょうか。                                                                  | 流入水質等の変動に係る具体的な範囲については、募集要項等に示します。                    |
| 193 | 27 | 別紙1 | 49  |     |     |     | 保全管理費増大    | 要求水準書にて示される流入水質から変動する場合について、実施方針では「一定範囲を超える著しい変動があった場合」貴市と事業者で協議とありますが、具体的にどの程度の変動かご教示いただけますでしょうか。                                                             | 流入水質等の変動に係る具体的な範囲については、募集要項等に示します。                    |
| 194 | 27 | 別紙1 | 49  |     |     |     | 保全管理費増大    | 流入水質についてリスク分担の記載がありますが、流入水量についても同様と考えます。流入水量についても水質と同様に、具体的にどの程度の変動が本負担範囲内の変動かご教示いただけますでしょうか。                                                                  | 流入水質等の変動に係る具体的な範囲については、募集要項等に示します。                    |
| 195 | 27 | 別紙1 | 50  |     |     |     | 保全管理費増大    | 貴市の事由、流入水質の変動以外は事業者負担と記載ありますが、貴市所掌である運転管理に起因する事由での保全管理費の増大は、貴市の負担という認識でよろしいでしょうか。                                                                              | No.182の回答をご参照ください。                                    |
| 196 | 27 | 別紙1 | 51  |     |     |     | 施設の撤去      | 付帯事業の設置施設の撤去とありますが、付帯事業とは具体的に何を示す事業でしょうか。                                                                                                                      | No.183の回答をご参照ください。                                    |
| 197 | 28 | 別紙2 | —   | —   | —   | —   | 対象施設の建設予定地 | 対象施設の敷地内（枠で囲われた箇所）で使用できない、もしくは避けておいた方がよい場所はないという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                  | 対象施設の建設予定地のうち、既存施設の運転管理に係る範囲、土壌汚染区域等の条件を踏まえて計画してください。 |